

令和元年度

第1回 大垣市公営企業等審議会議事録

(令和元年6月24日)

令和元年度第1回大垣市公営企業等審議会を、令和元年6月24日（月）市役所2階第1会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
  - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江 幸雄	久本 たき子	和田 雅	鈴木 一朗
神谷 利行	豊田 和代	栗田 尋康	濱田 早苗
豊田 充子	松口 小夜子	山田 美鈴	三代 広子

欠席委員

成瀬 重雄	林 暁朗	北野 茂樹
-------	------	-------

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	原 善孝
水道課長	高橋 祐真
水道課技術対策官	北村 泰之
下水道課長	井上 通孝
浄化センター所長	長谷川 武
水道課主幹	岩田 正人
水道課主幹	野原 直樹
水道課主幹	川瀬 清孝
下水道課主幹	所 哲也
下水道課主幹	加納 明美
浄化センター主幹	伊藤 晴彦
水道課	後藤 澄光
水道課	土屋 裕輔
水道課	小藪 陽平
水道課	杉江 仁美

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

## 令和元年度第1回公営企業等審議会議事録

事務局 皆様大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和元年度大垣市公営企業等審議会を開催させていただきます。皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当させていただいております水道課の岩田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会に先立ちまして、市長からご挨拶申し上げます。

市長 どうも皆さん、こんにちは。

一同 こんにちは。

市長 本日は大変お忙しいところ、大垣市公営企業等審議会第1回会議ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。公営企業等審議会は4年ぶりの開催というところですが、皆さま方には、まずこの審議会の委員ということをお約束いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから水道、下水道事業など各種事業に色々とお力添えいただいております。どうぞあらためてお礼申し上げたいと思います。

それからまた、去年は市制100周年ということで、未来にはばたく100周年としよう、100の事業をやるということで、市民総参加で大変盛り上げていただきました。皆様方の多大なるご支援、ご協力をこの場をお借りしましてあらためてお礼申し上げたいという風に思います。

それで、今回ご審議いただく内容、その概要につきまして、まずお話をさせて

いただきます。水道事業あるいはまた下水道事業と言いますと、こういった地方公営企業におきましては、近年、全国的にも大きな転換点を迎えているというのが実状でございます。これは、整備されました水道、下水道こういったものが老朽化してきて更新時期を大量に迎えてきているということでございます。また、もう一方ではご存知のように少子高齢化、人口減少社会でございますので料金収入が減少するといったことがございます。そのため経営環境が厳しさを増しております、経営健全化のためにですね、不断の努力をしていかなければならないということでございます。

こういった状況におきまして、大垣市といたしましても、中長期的な視野に基づく計画的な経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上を図るため、「地方公営企業法の適用」と、「経営戦略の策定」に取り組んでいるところでございます。

まず、「地方公営企業法の適用」につきましては、一般会計に準じた会計手法を用いております簡易水道事業、公共下水道事業などに、いわゆる水道事業ですね、これは企業会計でやっておりますけれども、水道事業と同様の企業会計を導入することでございます。これによりまして、財務・資産の状況を正確に把握することが可能となり、事業体としての透明性を高めることができるということでございます。

また、「経営戦略」につきましては、投資と財源をバランスさせた、今後10年間の中長期的な経営の基本計画のことでございますが、これを策定することによりまして、経営の効率化・健全化を図ることを考えているところでございます。

いずれも、来年の令和2年度よりスタートすることを予定しておりますので、今回の審議会では、各事業とも、地方公営企業法を適用した企業会計としての姿で作成した経営戦略を用いまして、経営状況や今後の方針などをご説明させていただきたいと考えております。

まず本市の水道事業でございますけれども、平成6年4月の料金改定以降、比

較的安定した経営状態を継続しておりまして、今後も、維持できる見込みとなっておりますので、現在の料金水準を維持できるものと考えております。この水道事業につきましては、先ほども申し上げましたように企業会計を導入させていただいているというところでございます。

それから、上石津地域で実施しております簡易水道事業につきましては、合併後の平成 20 年度より、供用開始後 40～50 年経過した老朽化している施設を集中的に改良・改善・整備してきておりまして、これまでに、延坂の飲料水供給施設、一之瀬和田浄水場及び牧田浄水場の改良事業に、企業債約 7 億円を要したところでございます。

その結果、今後、その元利償還金の増加が見込まれますが、上石津地域の人口減少により使用料水準の維持が困難となってきておりますことから、一般会計からの赤字補てんの繰入が増加する見込みとなっておりますので、使用料の改定により、経営の健全化を図る必要があると考えているところでございます。

なお、本市の簡易水道使用料は、上石津地域しかございませんですけれども、旧上石津町におきまして、平成 9 年 4 月の改定以降、合併後も据え置きにさせて頂いており、県内都市や類似都市と比較しましても低い水準になっている状況であることからご理解をいただきたいと思っております。

それから次に、本市の下水道事業につきましてでございますが、昨年度末の大垣地域での普及率は 90.2%でございまして、平成 27 年度、4 年前の審議会開催時の 88.6%から 1.6 ポイント上昇と、着実に公共下水道が普及しているという状況でございます。平成 28 年 4 月に下水道使用料を 9.8%引き上げたこともありまして、使用料収入は増加しましたが、建設費に対する償還額や施設の維持管理費を賄いきれるほどではなく、今なお一般会計からの赤字補てんの繰入金が必要としている状況でございます。こうした中、更なる経営の健全化を図るため、公共下水道、上石津下水道ともに使用料の改定を行わせていただき、使用者の皆さんに

ご負担をお願いしたいと考えているところでございます。大垣市の下水道使用料は、県内都市や類似都市と、状況といたしましても比較的低い水準であり、当然ながら市としても、下水道ストックマネジメント計画に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を實踐し、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、平成 29 年度からは消化ガス発電設備導入、これは浄化センターの方で、バイオマス売電、消化ガス発電設備などによる売電に取り組むなどして、引き続き経営改善に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただきたいと思います。

以上が、大垣市におけます上下水道事業の経営状況と今後の方針でございますが、今回の審議会では、各事業の今後の方針を反映した経営戦略をお示しいたしますので、その妥当性について、諮問させていただき、その方針に則った、令和 2 年 4 月に予定しております各事業の使用料改定につきましても、皆さま方に諮問させていただくものでございます。

皆様もご承知の通り、公共下水道というのは、文化的なバロメーターと言われておりまして、生活環境の改善、あるいはまた出水被害の防御、水質保全ということで、市民の皆さんに快適な暮らしを提供する、安全で安心な、文化的な生活を提供する、そういうなくてはならない都市基盤であるということでございます。今後とも一層の経営の合理化をさせていただいて、安全・安心な街づくりと同時に、また、あってはならないことですが、大震災など災害に強い上下水道設備・施設の構築と運営に努めさせていただきたいと思います。また、水源地、上水道の方ですけれども、水源地見学会の開催などによりまして、市民の皆さんに水の大切さ、また水道下水道事業に対する理解・関心が深まるよう今後とも取り組んでまいりたいという風に思います。

比較的ちょっと長い説明にはなりましたが、委員の皆様方には、上下水道事業の安定した経営のために、いろいろとご意見を賜り、慎重なる審議の

上、適切なるご答申を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

事務局 誠に申し訳ありませんが、市長は別の公務が入っておりますので退席をさせていただきます。ご理解いただきますよう、お願いいたします。

市長 では、すみません継続してお世話になります。よろしくお願い致します。

< 市長退席 >

事務局 すみません、では事務局の方着席させていただきます。

本日の審議会でございますが、今年度第1回目でございますので、本来であれば委員の方おひとりおひとりに自己紹介をいただくところではございますが、時間の関係で、席次と名簿をもって紹介に代えさせていただきますと思います。

それでは、審議に入ります前に、お手元の資料などについて、確認をさせていただきます。はじめに委嘱状でございますが、本日6月24日付で15名の皆様方を委員として委嘱をさせていただきました。こちらにつきましても本来であれば、おひとりおひとりに市長よりお渡しさせていただくところではございますが、時間の都合上お席に配布させていただきましたのでご了承願います。

次第がまずございまして、その次が名簿でございます。その次に、座席表となっております。その次に、審議会の設置条例となっております。分厚い冊子の方でございますけれども、令和元年度大垣市公営企業等審議会資料というものが資料No.1から資料No.5-2までございます。その他参考までに、パンフレット「大垣市の水道」と「大垣市の下水道」をご用意させていただきました。

なお、審議会資料でございますけれども、資料No.1、こちらが解説編となっております。資料No.2-1とNo.2-2が水道事業、資料No.3-1とNo.3-2が簡易水道事業、資料No.4-1とNo.4-2が公共下水道事業、資料No.5-1とNo.5-2が上石津下水道事業の資料となっております。資料No.1でございますが、こちら解説編と銘打ちましたけれども、各事業の経営状況などについてご審議いただくにあたりまして、地方公営企業特有の専門用語ですとか近年の地方公営企業を取り巻く環境、それに対する本市水道部の対応、そして、今回の審議会においてご審議いただきたい内容などにつきまして、できるだけわかりやすく解説したものとなっております。

また、各事業の枝番号 2 番の資料、こちらの資料につきましては先ほど市長が申し上げておりました、今後 10 年間の中長期的な経営の基本計画となります「経営戦略」の本体となっております。ただし、見ていただくと分かるんですけども、こちらの資料は字が小さく少々わかりづらいものとなっておりますので、こちらを見やすく、わかりやすくしたものを、各事業の枝番号 1 番の資料の方に記載させていただいております。

ですので、今回の審議会におきましては、こちらの枝番号 1 番の資料を用いて、各事業の経営状況等をご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、資料が欠けておりましたら、お申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。よろしかったでしょうか。それでは、事務局の職員といたしまして、水道部長、水道課長、水道課技術対策官、下水道課長、浄化センター所長と、それぞれの担当者を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、大垣市公営企業等審議会の設置条例について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料、薄い方の一番後ろについております、大垣市公営企業等審議会設置条例、こちらをご覧くださいませでしょうか。ちょっと字が小さくて恐縮ですけども。

この審議会は市長の諮問機関でありまして、上下水道事業等に関する重要事項をご審議いただくものでございます。15 人以内の委員で組織されまして、任期は本日から 1 年となります。会長、副会長は互選により定めまして、委員の過半数の出席がなければ開催することができません。また議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとなりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

次に第 5 条にございます、会長、副会長の互選をお願いしたいと存じます。委員の皆様、何かご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

委員 皆さんにはからっておっても、なかなか出てこないと思いますけど、何か事務局の方で案があれば、いいでしょうか。

事務局 ただいま神谷委員から、事務局の案は、とのご意見をいただきましたので、事務局の案の方をご提案させていただきます。

まず、会長職の案でございますが、会長は、これまで、この 4 月に岐阜共立大

学に改称されましたけれども、岐阜経済大学の名誉教授の池永委員にお願いしてまいりました。今回は、同じく岐阜経済大学名誉教授の谷江委員に本審議会の委員をお願いできましたので、これまで同様、会長は、岐阜経済大学名誉教授の方をお願いするというので、谷江委員をお願いするというものでございます。

また、副会長職の案でございますが、こちらも、これまで長きに渡り、西濃食品衛生協会前会長の北野委員をお願いしております。北野委員は、今日は残念ながらご欠席でございますけれども、今回も委員としてご参加いただいておりますので、前回同様に北野委員に副会長をお願いするというものでございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員　　いいじゃないですか。皆さんにはかって下さい。

事務局　　ただ今、神谷委員から事務局より提示させていただきました、会長谷江委員、副会長北野委員という案についてご賛同いただきました。なお、北野委員に事前にお伺いしましたところ、委員の皆様からの推薦があれば引き受けるというお話をいただいております。委員の皆様、会長を谷江委員に、副会長を北野委員をお願いすることでよろしいでしょうか。

< 異議なし >

事務局　　ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、会長を谷江委員に、副会長を北野委員をお願いしたいと存じます。谷江委員さん、恐れ入りますが、会長席の方へご移動をお願いいたします。

< 谷江委員、会長席へ移動、副会長席は空席 >

事務局　　それでは、谷江会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長　　皆さんこんにちは。  
ただいま会長にご指名を頂きました谷江でございます。

今日は副会長の北野さんがご欠席という事で、私一人でちょっと不安でござい

ますがよろしくお願いいたします。先ほど、市長さんからもお話がありましたように、当審議会は、市民の生活に密着した課題を取り扱う、非常に重要な審議会でございます。

委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら審議を進めて、そして、内容の豊かな実りある審議会にして参りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は谷江会長に、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、審議に入ります前に、事務局から報告事項等がございましたらよろしくお願いいたします。

事務局 はい。出席状況でございますが、本日、成瀬委員、林委員、北野委員がご欠席で、15名のうち12名の出席でございます。大垣市公営企業等審議会設置条例第6条第2項の規定の過半数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会でございますが、大垣市の審議会に関する規定であります「審議会等の設置及び運営に関する基準」や「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領」によりまして、公開という形で進めさせていただきます。会議録につきましても、市役所1階ATM前の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定いたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

なお、本日、審議会の傍聴をご希望の方がお見えになっております。その件について許可してよろしいでしょうか。

会長 大垣市では、様々な審議会で市民の皆さま方の傍聴を受け入れるということで、特にこの審議会はプライバシーに関する事柄を審議する訳ではありませんので、傍聴のご希望を受けたいと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは傍聴者の方に入ってください。

< 傍聴者 入室 >

事務局　それでは事務局の方から最後に。今回、第1回目の審議会ということで、説明に長時間かかると思います。一時間半から二時間近くを予定しておりますので、ご報告いたします。また、会議録作成につきまして、署名者2名が必要となりますので、会長の方から指名をお願いいたします。

会長　では、本日の会議の署名者として、豊田 和代委員さん、三代 広子委員さん、両委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員　わかりました。

会長　それでは、諮問事項につきまして、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

事務局　はい、失礼いたします。改めまして皆様、こんにちは。私、大垣市水道部の部長を務めさせていただいております原と申します。よろしくをお願いいたします。先ほど市長の方からご挨拶の方兼ねて、今回の審議会の内容を触れさせていただき、ちょっとかぶるところもございますが、私の方からもご挨拶も兼ねてですね、今回の審議会の方の概要について、簡単に触れさせていただきたいと思います。

まずもって、この度は何かとご多忙の中、当審議会の委員の方をお引き受けいただいたことに対し、誠に感謝申し上げる次第でございます。また、谷江委員様におかれましては、当審議会の委員長をお受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、水道・下水道は、私が申し上げるまでもなく市民の皆様の生活に欠かすことが出来ないライフラインということでございます。私達水道部の職員は日頃1日24時間中水道をひねれば水が出て、トイレやお風呂など水が詰まることなく流して処理をさせていただいておるといったことで、市民の皆様の日常生活が普通に過ごせるように努めていております。時代は平成から令和ということで移ってまいりましたが、今後私たちの事業は未来永劫に渡ってこの状態を維持していかなければならないというような状態で、私共使命感に燃えて日ごろの業務に携わっているものでございます。その為には事業の経営の安定が不可欠なものとなっているのは当然でございます。

昨今、人口減少の社会が進み、老朽化する施設の更新と、今朝ほども東京か千葉で震度4の地震があったというようなことをお聞きしておりますが、災害に備えた施設の耐震化のこの2つの要因は、事業費の増大を招くものであり、私共事業を継続する上での懸念材料となっているのが事実でございます。

その様な中、現在地方自治体、大垣市も含めて、でございますが、国の方から、上下水道事業を含めた公営企業に対して持続可能な安定した事業経営を進めるために、10年間程度を目処とした中期的な「経営戦略の計画」を立てるようというように、国の方から指導をいただいております。

今回、この審議会にお諮りする内容は、本市の水道・下水道事業の現状を皆様にご説明させていただいて、ご理解をいただいた上に、各事業の経営基盤強化の為に作成しました「経営戦略計画」の素案の内容と、計画の中に盛り込ませていただいております下水道使用料など料金、使用料の改定についてをご審議をいただくものでございます。

この秋、消費税率の改定を控え、公共料金の改定についての御論議は慎重を期すべき問題であると認識しておりますが、本市の上下水道事業の現状を御理解いただいた上で、持続可能で安定した事業経営のために、適切なお答申を頂けることをお願いし、簡単ではございますが、私のご挨拶と事業の方の概略説明とさせていただきます。

今回を含め、皆さまの貴重なお時間をたくさん頂戴することになって非常に心苦しくございますが、よろしくお願いいたしたいと存じます。

それでは事務局より、事業内容の詳しい説明の方入らせていただきたいと思いますよろしいでしょうか。

事務局 水道課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。説明が大変長くなりますので、着座にて失礼いたします。

説明に先立ちまして、今回の公営企業等審議会は、審議事項が非常に多く、そのため、ご覧のとおり資料も分厚くなっております。

また、資料の中には、専門用語も多数あり、たいへん難しい内容もございます。この資料に沿って説明をさせていただきますが、お時間の都合もございますので、本日の説明は、要点を簡潔に、また、わかりやすくを心がけて行いたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

始めに、今回の審議会でご審議いただく審議事項の概要や全体スケジュール、

用語等をお手元の資料 No1 公営企業等審議会資料解説編を用いまして、説明いたします。

その後、本市が運営する個別事業の審議事項について説明いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、資料 No1 公営企業等審議会資料解説編の 1 ページの中段の表をお願いいたします。本市では、大垣・墨俣地域で上水道事業及び公共下水道事業を、上石津地域で簡易水道事業と下水道事業 3 事業を運営し、全体で 6 事業を運営しております。

2 ページをお願いいたします。

地方公営企業の説明でございます。

地方公共団体が運営する企業を公営企業といますが、詳しくは、地方財政法に規定されており、基本的には、独立採算制が求められる、受益者からの利用料等で運営される事業でございます。

事業については、2 ページ黄色に着色してあるところに列挙してありますもの等が該当いたしますが、地方公営企業法の適用企業は、経理の方式を複式簿記によるものとするのが求められています。

次に 3 ページをお願いします。

②一般会計繰入金の説明でございます。

耳慣れない言葉でございますが、企業会計、受益者からの利用料等で運営する特別会計でございますけれども、地方自治体が、主に税金で運営する会計を一般会計といたします。

一般会計から水道事業のような企業会計への支出を一般会計繰入金といたします。

一般会計繰入金にも細分しますと 2 種類ございますが、企業会計が、当然に自治体に請求できるものを基準内繰入金といたします。具体的には、消火栓の設置や修繕など本来、市に責任が帰属するもの等でございます。

それに対して、運営がままならない時などの赤字の補填金等については、基準外繰入金と呼ばれています。

この後、基準外繰入金という言葉が何度も出てまいります。理解を容易にするため、市からの赤字補填金と理解してください。

4 ページをお願いいたします。

(2) 水道事業などの地方公営企業を取り巻く現在の状況でございます。米印の部分ですが、一つ目は、現在保有する水道管や施設等の資産については、全国共通でございますが、高度経済成長期に大量に整備され、50 年が経過した現在、耐用年数が経過し、一斉に更新時期を迎えている状況でございます。

二つ目は、今後、人口減少が進行し、料金収入が減少していくということでございます。

この二つにより、料金収入が減少する中、老朽化した資産の更新費用を賄うことができるのか、経営を維持することができるのかということが課題となります。

5 ページをお願いいたします。

(3) 地方公営企業に求められる取組みでございます。ただ今、取り巻く現在の状況を説明し、課題を述べましたが、これらに対応するため、国は、地方公営企業法の適用と経営戦略の策定というものを要請してまいりました。それでは、この2つについて、順次説明いたします。

6 ページをお願いします。

3(1) 地方公営企業法の適用についてでございます。

地方公営企業法の適用について、国（総務省）から、特に簡易水道事業、下水道事業に対し、令和2年4月までに適用するようにと通知されています。

地方公営企業法の適用というのは、つまり、複式簿記による経理手法をとることとでございます。

国は、なぜ複式簿記を導入させようとするのかといいますと、いろいろございますが、たとえば、複式簿記には、減価償却費という項目がございます。これは、手持ちの資産を耐用年数に併せて、経年ごとに費用化していくものでございますが、各事業が保有する資産の状況をしっかり把握しなければ計上することができません。

現状の官公庁会計では、減価償却費の項目自体がございませんので、資産の現在価値や今後の課題である更新需要をつかむことができません。そのため、複式簿記を導入して、明らかにしようとしているものでございます。

7 ページをお願いします。

ただ今申し上げました(2) 企業会計と官公庁会計の違いをご説明いたします。

企業会計と官公庁会計の違いは、表のとおりでございますが、官公庁会計が「わかりやすさ、扱いやすさ」に重きを置くのに対し、企業会計は、「経営状況の見える化」に重きを置いております。

具体的には、経理方法や決算書類の欄にありますように、官公庁会計は、家計簿的管理、企業会計は、複式簿記となります。当然ながら複式簿記は、民間の株式会社のように貸借対照表や、損益計算書を作成しなければなりません。

8 ページには、官公庁会計と企業会計の決算処理による表示の方法の違いや、9 ページにおきましては、減価償却費の概念の説明をさせていただいております。

また 10 ページ、11 ページをお願いします。

地方公営企業における経営指標等の解説でございますが、各事業の項目で使用する場合がございますのでよろしくお願ひいたします。

次に 12 ページをお願いします。

先程申し上げました 3(1)経営戦略の策定についてでございます。

公営企業法の適用など、いろいろ説明いたしましたが、資産状況等を把握することができるようになった次の段階といたしましては、将来的な施設や、水道管の更新を限られた財源の中でどうするのかということが、問題となります。

これらに対応した基本計画が、経営戦略となり、今回の審議会でご審議賜る事柄の一つでございます。

なお、国は、この経営戦略を令和 2 年までに策定するように要請しています。

この経営戦略を策定する上で、信頼性の高いものとするための基本事項が、13 ページでございます(3)①人口、世帯数の予測でございます。

現在、大垣市では、令和 42 年度に人口 15 万人の維持を目標とした展望「大垣市人口ビジョン」を策定しておりますが、この展望を踏まえた上で、国立社会保障・人口問題研究所が算出した大垣市の人口推計の数値と岐阜県の世帯数推計の数値を基に、将来の利用者数、及び世帯数を算定いたしました。

14、15 ページには、各年度の推計値がございますのでご覧ください。

その結果、14 ページ人口予測の合計で令和 11 年度末で、155,684 人、平成 30 年度末比-5,624 人、-3.5%、15 ページの世帯数予測の合計では令和 11 年度末で 65,827 戸、平成 30 年度末比-378 戸、-0.6%と見込みました。

この推計値を基に各事業における料金収入等の見込みを算出していくものでございます。

次に 16 ページの②投資・財政計画の策定方針についてでございますが、経営戦略では、「投資試算などによる支出と、財源試算による収入が均衡した形」が求められるため、支出抑制や、収入不足の場合は、料金改定などの取組みが必要となってきました。特に、料金改定については、既に収入不足が該当する事業がございますので、今回の審議会でご審議を賜る事柄でございます。

17 ページからは、水道部が所管する事業の状況でございますが、詳細は、個別にご説明させていただきます。

解説編、最後になりますが、21 ページには、今回の審議会でご審議を賜ります内容をまとめさせていただいております。

(1)1 つ目の米印のところですが、経営状況のチェックにつきましては、お示しいたします各事業の経営戦略を用いて行っていただき、策定又は改定いたします

経営戦略の妥当性をご審議いただきたいのが一点でございます。

また、2 つ目の米印ですが、経営戦略の中にもりこまれております経営健全化策のうち、水道事業以外の各事業には令和 2 年の 4 月に使用料改定となっておりますが、その妥当性を審議いただきたいのがもう一点でございます。

なお、上石津下水道事業の経営戦略につきましては、平成 28 年度に既に策定済みでございますので、今回は、検証及び改定するものでございます。

また、22 ページには、今回の審議会のスケジュールでございますが、今回を含め 3 回を予定しております。

以上が、今回の審議会の審議事項と用語等の説明でございます。

それでは、個別事業として水道事業の概要と経営戦略についてご説明いたします。

始めに、水道事業の概要を水道課技術対策官の北村がご説明いたします。

事務局 水道課技術対策官の北村です。よろしく申し上げます。

大垣墨俣地域の水道事業の概要について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料 No. 2-1、大垣市公営企業等審議会資料水道事業 3 ページ大垣市大垣・墨俣地域水道事業位置図をお願いします。

大垣地域は市街地中心部に西崎水源地、緑園水源地、北に北部水源地、赤坂地区に赤坂水源地、南に南部水源地の 5 カ所、墨俣地域は墨俣第一第二、第三の 3 カ所の水源地から給水をしています。

大垣地域の水道事業は、昭和 32 年に水源を全て地下水に求めた創設認可を受け、昭和 33 年に西崎水源地から給水を開始しました。以来、市勢の発展とともに増大する水需要に対応するべく、拡張変更を行い、水源地施設、配水管の整備をし、水の供給を通じて、快適で衛生的な市民生活の向上と産業の発展に寄与してきました。墨俣地域の水道事業も同じく昭和 33 年に墨俣第一水源地から給水を開始しました。

水源はともに地下水で深井戸のため地表水の影響を受けにくいいため消毒は塩素消毒のみとなっております。

また、大垣地域、墨俣地域は平坦な地形のためポンプ圧送で給水をしています。

平成 18 年の市町村合併により大垣市の水道事業は墨俣町の水道事業を譲り受けました。これにより、大垣地域と墨俣地域を一つの水道事業として運営しています。資料 No. 2-1、2 ページ (2) 業務指標の状況上から 4 行目、平成 30 年度末の給水人口は 151,674 人、次の普及率は 97.3%、下から 4 行目、一日平均配水量は 53,208 m<sup>3</sup>でございます。

給水人口は平成 19 年でピークを迎え、近年ではわずかずつではありますが減少しています。

施設整備についてですが、阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ、多発する地震にも対応し、安全で安定した水の供給を図るために、老朽化した施設を順次、耐震基準を満足する施設に更新しています。水源地施設については、近年では老朽化が著しく、耐震性が低かった墨俣第二水源地と緑園水源地の更新を平成 28 年に終え、現在は北部水源地の更新に取り組んでいます。管路につきましても、管路の重要度、老朽度を考慮し計画的に耐震管への更新を進めています。

以上、大垣墨俣地域の水道事業の概要説明を終わります。

事務局 続きまして、水道事業の経営戦略についてご説明いたします。  
資料 No2-1 の 4 ページをお願いします。同じ資料の 4 ページ目でございます。

始めに、(1) の将来の事業環境のうち①の給水人口、給水戸数の予測についてでございます。大垣市の将来人口予測については、大垣市人口ビジョンを基に、最新予測を国立社会保障人口問題研究所が示しておりますので、その予測を参考にして算出いたしました。

給水人口予測については、下の図のとおりでございますが、平成 30 年度末時点で 151,674 人が、令和 11 年度末では、147,883 人と 3,791 人、2.5%の減と予測しております。

また、給水戸数については、平成 30 年度末の 61,497 戸から令和 11 年度末には 61,460 戸と 37 戸、0.1%の減と見込んでおります。

世帯数の減少幅を少なく見積もっている理由は、人口減少が進んでいる中、同時に世帯の細分化が進行していることによるものでございます。

次に、5 ページの②水需要（年間有収水量）の予測についてでございますが、水の需要については、節水意識の向上もあり、基本的には、年々減少しているのが、現状でございます。そのため、過去 10 年間の 1 人当たりの使用料の減少率を乗じて令和 11 年度までの需要量を算出いたしております。下のグラフのとおり、有収水量は減少していくものと見込みました。

なお、有収水量というのは、料金の対象として計測された水量でございます。

6 ページには、本市の水道料金表でございますが、水道料金は、上の表の基本料金と下の表の使用した水量により変動する従量料金により構成されています。

7 ページは、これらを踏まえました③料金収入の見通しでございます。

水道事業の料金収入でございますが、基本料金については、給水戸数、従量料

金については、水需要に比例いたしますので、先程の給水人口の予測により、表中、H30年度の約17億7千万円が令和11年度には約17億5千万円と緩やかに減少していくことになります。

次に、8ページの④元利償還金の見通しでございます。これは、今までの施設整備や水道管の布設に要した借入金の返済でございますが、最近は、特に、借入を抑制しているため、下のグラフのとおり順調に減少していくと見込んでいます。

9ページをお願いします。

(2) 経営の基本方針についてでございます。

経営の基本方針につきましては、収入予測に見合う財源に対し、現有資産の維持管理と耐震化等の更新費用との整合を図った計画を作成することにより、料金改定することなく健全経営を目指すものでございます。これは、アセットマネジメントと言われるものでございます。

10ページには、参考としてアセットマネジメントについてふれさせていただいております。

次の11ページの(3)投資・財政計画の策定方針等でございますが、①投資について、これは水源地や水道管の建設に関する投資のことですが、1)、水源地施設等の更新につきましては、重要度、優先度を踏まえ今後20年間の整備計画を作成し更新投資の平準化をはかりました。(3)①1)の表は今回経営戦略計画期間の10年分を掲載しています。

本年度より着手します本事業最大の施設能力をもつ北部水源地改良事業を令和6年まで予定しています。

2)水道管の更新耐震化につきましては管路更新率、年1%を目標とした整備計画とし10年分を掲載しています。水源地施設、水道管路共に、安全で安心な水を安定して供給できるよう耐震化率の向上に努めます。

12ページにあります②投資以外の経費について、これは建設以外の経費、水道料金等業務やメーター器取替業務の委託料、水源地施設及び水道管の修繕費、電気代等の動力費や人件費に関するものでございます。特に修繕費につきましては、平準化した計画とし、経費計上しています。

なお、13ページはこれらの整備計画を実施する上での③財源についての策定方針についてでございますが、今後10年間、料金改定を行わずに維持することができる見込みでございます。給水人口や水需要の減少はあるものの世帯の細分化の進行等により、グラフのとおり、料金収入の減少が最小限に抑えられることによる

ものでございます。

14 ページの 2) 企業債（借入金）についてでございますが、表中上段にあります平成 30 年度末現在で 47 億 4,000 万円ほどございますが、表中最下段の令和 11 年度末には、36 億 4,500 万円ほどになり、確実に減少していきます。

また、15 ページの 3) 一般会計繰入金については、表中、赤字補填の基準外繰入金は無い状況でございます。

なお、H28 と R 元に基準外繰入金がございまして、これは、赤字補填ではありませんので申し添えます。例外的な繰入金とご理解ください。

16, 17 ページの (4) 投資・財政計画をお願いします。

今まで説明させていただいた内容を表に取りまとめたものが、17 ページになります。

注目していただきたい項目は、表 4 つ目、一番下でございますが、一番下の表の黄色の部分で、赤字補填を意味する基準外繰入金も、令和 2 年から令和 11 年まで投入されることもなく、また、表 2 つ目の最下段薄ピンク部分の当期純利益の項目でございますが、今後 10 年間は、利益を確保し続けることができると見込みでございます。

これは、どこからの補填もなく、収益を出していることでありますので、水道事業が安定した経営状況にあることを意味します。

以上が、水道事業会計における投資・財政計画でございます。

また、経営戦略の目的が、投資と財源の均衡であるため、既に水道事業における経営戦略については均衡が図られておりますので、この投資・財政計画を、諮問事項であります水道事業の経営戦略としてご提示するものでございます。

以上の説明を取りまとめたものが、資料 No2-2 の大垣市水道事業経営戦略(案)でございます。

その資料につきましては、そのままで結構でございます。この後引き続き、簡易水道事業についてご説明いたします。

それでは、簡易水道事業の概要を水道課技術対策官の北村がご説明いたします。

事務局

はい、それでは簡易水道事業の概要について御説明させていただきます。  
簡易水道事業とは計画給水人口が 100 人以上 5 千人未満のものをいいます。

資料 No. 3-1 審議会資料簡易水道事業をお願いいたします。3 ページ大垣市上石津地域簡易水道事業位置図をご覧ください。

上石津地域は昭和 34 年に牧田簡易水道が創設認可され、その後、多良・時・西山・一之瀬和田の簡易水道と平井・延坂の飲料水供給施設が順次創設認可されました。

飲料水供給施設とは給水人口が 100 人以下のものをいいます。

平成 18 年の市町村合併により 5 つの簡易水道と 2 つの飲料水供給施設を譲り受け、事務の効率化をはかるために、牧田、一之瀬和田の簡易水道と平井の飲料水供給施設を平成 23 年に統合し上石津北部簡易水道としました。

地形的に各浄水場からの給水エリアは変えることができず、それぞれ、牧田配水区、一之瀬和田配水区、平井配水区としました。

また、多良、西山、時簡易水道と延坂飲料水供給施設を平成 28 年に統合し上石津南部簡易水道としました。こちらも給水エリアはそのままで、多良配水区、西山配水区、時配水区、延坂配水区とし、現在に至っています。右のオレンジの丸で囲ってあるところが上石津北部簡易水道で、左下の緑の丸で囲ってあるところが上石津南部簡易水道でございます。

上石津地域の水源は主に浅井戸や伏流水で地表水の影響を受けやすいため、濾過または紫外線処理等の処理を行ったあと塩素を注入し、一旦高台にある配水池に送ってから自然流下で給水をしています。

濾過等の浄水処理を行っているため上石津地域は水源地ではなく、浄水場という呼び方にしています。

資料 No. 3-1、2 ページ (2) 業務指標の状況、上から 3 行目、平成 30 年度末の給水人口は 5,438 人、次の普及率は 99.8%、下から 5 行目、1 日平均配水量は 1,836 m<sup>3</sup>でございます。

次に、施設整備についてですが、合併後 3 つの浄水場の更新をしました。昭和 48 年から稼働していた延坂飲料水供給施設を 36 年が経過した平成 21 年までに更新しまして、昭和 47 年から稼働していた一之瀬和田浄水場を 42 年が経過した平成 26 年までに更新工事を行いました。

延坂と一之瀬和田の 2 つは、塩素消毒のみで給水を行っていましたが、平成 19 年に「水道施設の技術的基準を定める省令」が改正され、塩素消毒に強いクリプトスポリジウム等の耐塩索性病原生物対策が必要になったため、その対策として紫外線処理装置の設置をしました。

また昭和 36 年から稼働し続けていました牧田浄水場を老朽化のため更新を行い 56 年が経過した平成 29 年に新施設から給水を行いました。

工事を行った 3 つ浄水場はいずれも建設当初から主だった更新が行われていなく、老朽化と耐震性能確保ため全面更新をせざるを得ませんでした。

管路につきましては管路の重要度、老朽度を考慮し計画的に耐震管への更新を進めています。

以上、上石津地域の簡易水道事業の概要説明を終わります。

事務局 続きまして、簡易水道事業経営戦略に概要についてでございます。

資料4 ページをお願いします。

先ず始めに、(1) 将来の事業環境でございますが、①の給水人口、給水戸数の予測につきましては、大垣市人口ビジョンを基に、国立社会保障人口問題研究所が示した数値を参考に現状の減少率を考慮し算定いたしました。

特に上石津地域は、山間部ということもあり、表にありますように、令和11年度末の給水人口は、平成30年度末比19.4%減の4,381人、給水戸数は、17.0%減の1,630戸と見込みました。

いずれにいたしましても、上石津地域は、グラフのとおり、毎年100人ほどが減少する人口減少社会が顕著に現れている地域でございます。

また、5 ページにあります②水需要（年間有収水量）の予測でございますが、人口減少に伴う需要減により、令和11年度の年間有収水量は、表にありますように平成30年度比19.7%減の431,607 m<sup>3</sup>を見込んでおります。

続きまして、6 ページ③の使用料収入の見通しをお願いいたします。

使用料収入の見通しについては、給水人口、給水戸数及び有収水量の見込みで推計することができます。

表中、平成30年度は約6,900万円の使用料収入がありましたが、令和11年度には約5,600万円にまでになり、実に18.7%の減少と予測しております

なお、6 ページの下段には、現在の簡易水道事業の料金表を掲載させていただいております。

7 ページ④の元利償還金と基準外繰入金の見通しについてでございますが、始めに、元利償還金は、更新時期を迎えた浄水場や水道管等の水道施設を建設したことによる借入金を返済するための償還金でございます。

簡易水道事業においては、合併後の平成20年度より、供用開始後40～50年経過し老朽化していた施設を集中的に改良・改善してきており、これまでに、延坂飲料水供給施設改良事業については、平成23年から26年にわたり、36年経過した施設を約0.5億円かけ、一之瀬和田浄水場改良事業については、平成23～26年にわたり、42年経過した施設を約1.9億円かけて、また、牧田浄水場改良事業については、平成25年～30年にわたり、56年経過した施設を約4.9億円かけて、いずれも企業債を財源に実施してきました。

その結果、今後、その元利償還金が加速度的に増大し、償還のピークとなる令和5年から8年度には、表のとおり、6千万円近くになる見込みであり、基準外

繰入金についても、平成 30 年度末には約 1,300 万円ほどでございますが、同期間にピークを迎え、3,000 万円前後となる見込みでございます。

これは、市からの赤字補填を意味し、使用料収入で賄わなければならない簡易水道事業会計に一般会計からの税による補填がされていることを意味します。

資料の 8 ページをお願いします。

このような状況を踏まえた (2) 経営の基本方針についてでございますが、厳しい事業環境の中、経営戦略を策定するに当たり、経営の基本方針については、施設の老朽度、整備の優先度、費用対効果を勘案し、浄水場施設等や水道管の更新・耐震化を進めるための整備計画を作成し、限られた財源の中で、事業の効率化、経営の健全化を図っていくものでございます。

9 ページには (3) 投資・財政計画の策定方針でございますが、①投資についての策定方針のうち 1) 浄水場施設の更新については、重要度、優先度を踏まえた今後 20 年間の計画を作成し更新投資の平準化を図りました。多良高区浄水場急速濾過機更新については、昭和 52 年に造られた急速濾過機を老朽化のため 45 年経過時の令和 4 年に更新し、時浄水場については昭和 52 年に造られてから 50 年経過後の令和 10 年から、改良のための設計委託を予定しています。

次の 2) 水道管の更新・耐震化については、基幹的な管路と、災害時の優先給水先までの配水管路である重要管路について、老朽度、優先度、費用対効果を勘案し、今後 10 年間の整備計画を作成しました。

10 ページの 1) 委託料、2) 修繕費等につきましても計画的に実施するものでございます。特に 2) 修繕費につきましても、平準化した計画とし、経費計上しています。

なお、兼務などの方法により 4) の人件費の計上がない簡易水道事業会計は、従前からできる限り経費をかけないように運営されています。

人件費以外でも、例えば、広範な上石津地区に点在する浄水場の水質管理や軽微な保守管理などは地元の方に委嘱するなどして経費を低く抑えております。これらは、言い換えますと運営上の経費削減余地が少ないことを意味いたします。

次に 11 ページの③簡易水道事業を維持するための財源についての策定方針についての 1) 使用料収入でございますが、既に H30 年度で基準外繰入金が必要である状況の上、今後、基準外繰入金が増大することが確実な中、令和 11 年度に基準外繰入金を解消できるよう令和 2 年 4 月、令和 5 年 4 月、令和 8 年 4 月の計 3 回それぞれ 8.0%計 26%の使用料改定を必要と考えます。この改定により、グラフの青色の折線のとおり、使用料収入については、令和 11 年度までの計画期間中、

約 7,000 万円の給水収益を維持することができ、人口減少社会に対応できるものと見込んでおります。

12 ページをお願いします。

2) 企業債の現状と今後の状況等を取りまとめた表でございます。

表のとおり平成 30 年度末残高の約 10 億 1 千万円から令和 11 年度には約 7 億 6 千万円になり、24.8%減少する見込みでございます。

次に、13 ページの 3) 基準外繰入金についてでございます。

基準外繰入金については、表にありますように H30 年度以降増加の一途をたどりますが、前出のように順次料金改定を行うことにより、折線オレンジのとおり、令和 10-11 年度には、ほぼ基準外繰入金を解消することが可能となります。

次に、14, 15 ページの表をお願いします。

15 ページの表の A になります。横に長い表になっておりますので。料金改定を行った場合の複式簿記、地方公営企業法を適用したことによる、試算した表でございます。料金改定の時期につきましては、表 2 つ目の黄色の着色してあるところでございますが、令和 2 年 4 月、令和 5 年 4 月、令和 8 年 4 月の計 3 回、それぞれ 8%加算したものでございます。

表のとおり、料金改定すれば、令和 11 年度には、表 4 つ目の黄色の部分の一番右、黄色の方の一番右のところでございますけれども、表の一番右のところには基準外繰入金の投入もなく、そして、表 2 つ目でございますけれども、薄いピンクのところでございますが、当期純利益を 140 万円を確保することができます。これは、赤字補填もなく収益を出すことができるということでございます。

次に、17 ページをお願いします。

表 B は、料金改定を行わなかった場合でございますが、4 つ目の黄色の部分にありますように基準外繰入金が令和 2 年から 11 年にかけて高い状態にあります。

15 ページにお戻りいただきまして、これらの改定については、表 2 つ目の黄色部分で、令和 2 年から令和 11 年までですが、今後 10 年間現状の 7,000 万円の収入を維持することができ、人口減少や基準内繰入金の減少に対応したものでございます。

また、財源不足額は、全体の 26%ほどでございますが、一度での料金改定は、急激であることを踏まえ、今後 10 年間の段階的引き上げにより、収支の均衡を図ることができる見込みであることによるものです。

経営戦略の目的が、投資と財源の均衡を図ることであるため、今後 10 年間における簡易水道事業の経営戦略につきましては、料金改定なしでの均衡は、困難で

あります。そのため、表 A の料金改定を含めた投資・財政計画の経営戦略を市長の諮問事項であります簡易水道事業の経営戦略としてご提示させていただきたいと存じます。

次に、19 ページをお願いします。

市長からの諮問事項でございます、料金改定についてでございます。

経営戦略で提示いたしました段階的料金改定につきましては、将来予定であり、その都度検証する必要があるでございますので、今回の諮問事項は、令和 2 年 4 月に予定している料金改定のみでございます。

はじめに、使用料改定の理由でございますが、簡易水道事業におきましては、先程来から説明させていただいておりますように、今以上の経費削減が困難な中、現在、既に基準外繰入金、赤字補填でございますがが必要な状況でございます。また、本事業は、合併後の平成 20 年度より、供用開始後 40～50 年経過し、老朽化していた施設を集中的に改良・改善してきており、これまでに、延坂飲料水供給施設改良事業、一之瀬和田浄水場改良事業及び牧田浄水場改良事業を、企業債を財源に実施してきました。

その結果、その元利償還金の負担が令和 5～8 年にピークを迎えますが、上石津地域の急激な人口減少により使用料水準の維持が困難であることから、事業運営の徹底した効率化、経営健全化による支出抑制を行ったとしても、基準外繰入金の増大は避けられない状況でございます。

基準外繰入金による補填は、税金を財源とした補填を意味します。元来、公営企業は、独立採算制でございますので、経営状況の改善のため、簡易水道事業を利用している皆様には、必要最小限の負担をお願いしたく、令和 2 年 4 月に 8.0% の使用料の改定をお諮りするものでございます。

それでは、次に、令和 2 年 4 月の料金改定の具体的内容についてご説明いたします。

20 ページをお願いいたします。

2) の上石津地域の現在の水道料金につきましては、2) の表にありますように基本使用料が月当たり 10 m<sup>3</sup>まで税抜き 600 円でございます。月当たり 11 m<sup>3</sup>以上の超過料金につきましては、1 m<sup>3</sup>当たり税抜き 160 円でございます。

改定案につきましては、基本使用料は、月当たり 648 円で、増加額は 48 円となり、超過料金につきましては、1 m<sup>3</sup>当たり 173 円で、増加額は、13 円となります。基本料金で、8.0%、超過料金で 8.1%の改定率となり、平均改定率は、8.0%でございます。

この改定により、利用者の方の負担は、口径に係らず 1 ヶ月で 20 m<sup>3</sup>使用された

場合で、税込み年間 2,280 円、月当たり 190 円の増加の負担となります。

5) の使用料改定の時期ですが、検針は、2 ヶ月ごとに実施しているため、実際には、全利用者の請求期間が全て 4 月 1 日の使用料改定日以降となる、6 月検針 7 月請求分から改正後の使用料を適用することになります。

21 ページの (2) 使用料改定前と後でございますが、改定率 8.0%により、表の右端のとおり、財政計画期間 3 ヶ年で約 1,450 万円の使用料の増収と基準外繰入金約 1,540 万円の減少を見込むことができます。

次の 22 ページをお願いします。

県内都市と類似都市との使用料比較でございます。

表中、供給単価は、1 m<sup>3</sup>当たりの収益、給水原価は、1 m<sup>3</sup>当たりの費用を意味します。結果、供給単価が給水原価を上回っている市町村は、黒字体質であることが判断できます。

山間部の市町村は、経費が高くなることが解ります。

23 ページは、料金比較になりますが、改定後についても表のとおり大垣市は平均以下でございます。

24・25 ページにつきましては、全国での類似都市でございますが、やはり、山間部のところについては、高くなる傾向がございます。

以上が、類似都市との比較の説明でございますが、地理的要因にもより、上石津地域は、経費が高くなります。併せて、人口減少も激しいため、大変経営が厳しい状況でございます。そのため、令和 2 年 4 月の料金改定の妥当性についてご審議を賜るものでございます。

以上、手短に説明させていただきましたが、市長からの諮問事項であります水道事業及び簡易水道事業の経営戦略と簡易水道事業の料金改定についての説明でございます。

会長            ありがとうございます。水道事業、簡易水道事業の概要と、経営戦略を用いた経営見通し、そして簡易水道事業の使用料改定についてご説明いただきました。まだまだ説明が続くようですので、ここで 10 分ほど休憩を取りたいと思っております。

事務局        では、2 時 50 分から再開ということによろしいですかね。

会長 この時計で2時50分から再開するということでございます。その間に、いろいろ資料にお目通しいただきたいと思います。

< 休憩 >

会長 それでは、会議を再開いたします。次は下水道事業でしょうか。

事務局 はい、それでは下水道事業についてご説明申し上げます。始めに、公共下水道事業の概要につきまして、下水道課長の井上が説明いたします。

事務局 下水道課長の井上と申します。よろしく申し上げます。  
失礼して着座にてご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

お手元の資料 No4-1、1 ページをご覧ください。

始めに、公共下水道事業とは、主として、市街地における下水を排除、又は、処理するために行う下水道事業のことです。

大垣市では、大垣地域と墨俣地域で事業を行っています。

また、本市の公共下水道は、雨水と生活排水の汚水を、別々に処理する分流式を採用しているため、公共下水道の汚水事業として大垣処理区、平町処理区、墨俣処理区、そして、雨水事業としての大垣排水区に分類されます。

下水道の役割については、大きく4つあり、「生活環境の改善」「雨水の排除」「公共用水域の水質保全」「資源・エネルギーの有効活用」となります。

この内、下水道資源の有効活用について、本市では、平成29年6月末から、大垣市築捨町地内の大垣市浄化センターにおいて、汚泥処理の工程で発生する消化ガスを有効活用し、発電を行っています。発電した電気は、売電し、得られた収入は、施設の維持管理費などに使われています。

次に、大垣処理区の事業経過についてですが、今から60年以上前の、昭和30年3月に事業認可を取得して、公共下水道事業に着手しました。昭和37年4月には、一部の区域で下水道が利用できるように供用開始を行っています。

その後、整備区域の拡張や、汚水処理施設の高度処理化等を目的に、事業計画の変更を重ね、平成21年度末には、市街化区域の下水道整備が概ね完了しました。引き続き、市街化調整区域についても、生活環境の改善と、公共用水域の更なる水質保全を目的に、下水道の普及拡大に努めています。

併せて、大垣処理区は、下水道の供用開始から、約 50 年が経過しているため、施設の老朽化対策や、耐震化などを行うための計画を策定し、下水管の改築更新や、施設等の耐震化も進めています。

揖斐川の川東に位置する、平町処理区につきましては、平成 18 年度に整備が完了し、隣接する安八町の浄化センターにて汚水を処理しています。

また、墨俣処理区につきましては、平成 11 年に汚水事業として、下水道事業が始まりました。その後、平成 18 年の大垣市と墨俣町の合併に伴い、計画内容の整合性を図るため、下水道の基本計画の変更を行いました。平成 22 年度から、墨俣浄化センターの建設や、下水管工事に着手し、平成 25 年 3 月には、市街化区域の下水道が供用開始となりました。

次に、雨水事業ですが、大垣排水区では、都市化の進展や降雨状況の変化などから、浸水被害が発生しているため、被害の低減に向け、雨水ポンプ場の整備や、幹線水路の改修などを進めています。

2 ページをご覧ください。

公共下水道事業の平成 31 年 3 月末の状況です。

(1) 下水道施設の状況と(2)業務指標の状況について、まとめています。

大垣処理区では、一日当たり 80,200 m<sup>3</sup>の下水処理能力を有する大垣市浄化センターのほか、汚水中継ポンプ場として、本今ポンプ場と外渕ポンプ場、墨俣処理区につきましては、一日当たり 1,350 m<sup>3</sup>の下水処理能力を有する墨俣浄化センターを整備しました。

(2)業務指標の状況ですが、下水道が利用できる区域を処理区域といいます。公共下水道の処理区域内人口は、平成 30 年度末現在、139,904 人。公共下水道の普及率としては、89.8%となります。

また、下水道処理区域内において、下水道を利用している人口を表す水洗化人口は、119,290 人。水洗化率としては、85.3%です。

インフラ整備につきましては、平成 30 年度末時点で、下水道の汚水管渠の整備延長は、801,469m。汚水管渠の整備に伴い、浄化センターにおける年間の汚水の総処理水量は、約 2,393,114 m<sup>3</sup>。1 日当たりの平均汚水量は、65,562 m<sup>3</sup>となります。

3 ページをご覧ください。

大垣処理区、平町処理区及び、墨俣処理区の下水道事業位置図です。

紫色や緑色で着色してある箇所が、下水道が利用できる区域で、整備中の区域になります。下水道が利用できる各汚水処理区域内の面積は、平成 30 年度末時点で、大垣処理区約 3,399.6 ha、平町処理区約 11.3 ha、墨俣処理区約 77.1 ha となります。

また、現在の市街化調整区域における下水道整備の進め方についてですが、対象となる住民の方に、下水道利用に関する意向調査を行っています。その調査結果などを踏まえ、下水道整備路線を選定することで、より、効率的・効果的な下水道の拡張整備に努めています。

公共下水道事業は、令和 2 年度から、地方公営企業法を全部適用し、水道事業同様の法適用企業としてスタートすることを予定しています。

以上で、公共下水道事業の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、続きまして、公共下水道事業経営戦略の概要でございます。  
4 ページをお願いします。

まず、(1) 将来の事業環境でございます。この事業環境につきましては、先程の水道事業や簡易水道事業では人口、世帯数の減少が課題でしたが、下水道は、少し状況が違います。それは、下水道が市内全域に普及しているわけではないこと、また、今後、浄化槽から下水道に切り替える方もいますので、普及による増加を見込むことができることによります。そのため、人口減少分と普及分を比較しますと、若干普及分が上回る見込みでございます。

こうした見込みの中、①下水道事業の処理区域内の人口や世帯数については、大垣市人口ビジョンを基に、より厳しく見積もった大垣市の将来人口と世帯数に、下水道を拡張する地域の増加分を反映させることで推計いたしました。

結果、中段にあります表のとおり、令和 11 年度末の処理区域内人口は、138,129 人、平成 30 年度末比で-1,775 人、-1.3%、処理区域内世帯数は、58,608 戸、平成 30 年度末比+390 戸、+0.7%と見込んでおります。

5 ページの②水洗化人口は、処理区域内人口の内、実際に下水道を使用している人口になります。先程の処理区域内人口の算出方法と同じく、下水道普及促進に係る増加分を反映させたものです。

中ほどの表ですが、結果令和 11 年度末の水洗化人口は、121,999 人、平成 30

年度末比+2,709人、+2.3%、水洗化世帯数は、50,850戸、平成30年度末比+1,109戸、+2.2%とグラフのと通りの増加を見込んでおります。

6ページの③の有収水量の予測についてでございます。

下水道の有収水量というのは、各家庭や企業が、下水に流す、料金算定に係る水量の合計でございます。

水量と料金については、次の7ページになりますが、表1つ目の下水道使用料は、月当たり10m<sup>3</sup>まで一律の基本使用料と月当たり11m<sup>3</sup>以上の使用料にあわせて費用がかかる従量使用料がございます。

これらの使用料の算定の基となる水量は、水道の利用水量により算定されますが、井戸水だけを使用している方は、表2つ目のとおり認定水量で、水道と井戸水併用の方は、水道と井戸水の多いほうが水量になります。なお、井戸水メーターをつけられている場合は、認定水量ではなく、井戸水メーターの水量になります。

これらの有収水量を算出した結果、6ページの表のとおり、令和11年度の年間総有収水量は、15,031,172m<sup>3</sup>と見込みました。

6ページのグラフのとおり、節水意識の向上に併せ、有収水量も減少すると見込んでおります。

8ページをお願いします。

④使用料収入の見通しでございます。

節水意識の向上による有収水量の減少はあるものの、普及拡大に伴う水洗化人口、世帯の増加があるため、一般的な人口減少社会による収入減の影響は、少ないと考えております。

ただし、下水道事業は、基準外繰入金、赤字補填が大変多い事業でございます。詳しくは、後ほど説明いたしますが、H27年度に開催した公営企業等審議会においても、一度での料金改定は、利用者に過度な負担を強いることもあり、段階的な料金改定が望ましいという理由で、使用料単価150円に向けた第一段階として、H28年度に改定率9.8%の料金改定が行われました。

現在は、その道半ばでございます。

ここで、経費回収率、汚水処理原価及び使用料単価等について説明いたします。

お手数ですが、資料No1の大垣市公営企業等審議会資料(解説編)の11ページの表をお願いいたします。

表2つ目の1段目、経費回収率ですが、使用料で賄う経費をどの程度使用料で賄っているかを表す指標でございます。

2段目の汚水処理原価でございますが、これは、汚水を1m<sup>3</sup>処理するのにいくらかかるかということでございます。

3 段目の使用料単価でございますが、これは、汚水処理 1 m<sup>3</sup>でいくら使用料、収益があるかということでございます。本市の使用料単価につきましては、現在、130.12 円になります。

なお、この使用料単価につきましては、国から、利用者が負担すべき使用料単価は、150 円が適正単価との通知がございます。下水道事業にとりまして、特に、この使用料単価 150 円は、重要な意味を持ちますし、何度も使用いたしますので、心にとどめおいていただきますようお願いいたします。

お手数ですが、資料 No4-1 大垣市公営企業等審議会資料公共下水道事業にお戻りいただき、9 ページをお願いいたします。

⑤元利償還金、基準外繰入金の見通しでございます。

先ず始めに、元利償還金でございますが、元利償還金は、借入金の分割の年払いでございます。その借入金はいくらあるのかと申しますと、後ほど出てまいります。平成 30 年度末で、341 億円ほどございます。この借入金の返済のため、元利償還金を払うわけでございますが、ここ数年は、企業債、借入金の発行を極力抑えているため、元利償還金の額が、棒グラフのとおり、令和 2 年をピークに、その後、減少していくことになります。

また、基準外繰入金も元利償還金の減少に伴い、減少いたしますが、減少するとは言え、折れ線グラフのとおり依然として多額でございます。

10 ページ以降については、公共下水道事業における基準内繰入金の説明でございます。

これは、下水道事業が、市等に請求すべき性格、下水道事業でなく市が負担すべき性格のものでございますが、その一覧表が、10 ページでございます。

いろいろございますが、いずれも国からの交付金の算定等となるものでございます。

また、12、13 ページには、基準内繰入金のイメージ図ですが、法適用いたしますと複式簿記による経理手法の変更により、一部、基準内繰入金が基準外繰入金に変更になることを説明しております。

15 ページをお願いいたします。

(2) 経営の基本方針についてでございます。

本市の下水道事業は、国の定める適正な使用料単価である 150 円/m<sup>3</sup>に向けた段階的な使用料改定の途上であり、多額の基準外繰入金に依存している状況であるため、平成 28 年 4 月の改定 (9.8%) に引き続き、令和 2 年 4 月、令和 5 年 4 月及び令和 8 年 4 月の計 3 回、それぞれ+6.0%、合計 19.1%の使用料改定を実施することを基本といたします。

当然ながら、その計画期間中については、計画的な整備と費用対効果を十分考

慮し、サービスの持続、安定的な供給を図るものでございます。

16 ページをお願いします。

(3) 投資・財政計画でございます。

①の 1) 下水管の更新・耐震化については、老朽管の更新や液状化現象によるマンホール浮上防止対策など、今後 10 年間の更新計画を策定し、実施していきます。また、下水管の新設については、優先度、費用対効果、人口減少等を十分考慮して、慎重に実施することとしています。

次に 2) の終末処理施設、浄化センター等の整備については、機器ごとに更新基準を見直し、重要度、優先度を考慮のうえ、今後 18 年間の整備計画を策定し、進めていきます。

なお、水処理施設の老朽化が激しいため、高度処理が可能な、3 系水処理施設これは、汚水を処理していく過程のプールでございますが、これを令和 8 から 17 年に総事業費 70 億円をかけ新設します。

また、3) 雨水処理施設の整備については、全て、基準内繰入金となりますが、禾森ポンプ場の新設など、これにつきましても計画的に実施していきます。

17 ページの②投資以外の経費の 2) 修繕費につきましては、期間中、修繕計画を策定し、実施します。

18 ページをお願いします。

③財源についての策定方針の内、1) 使用料収入についてでございます。

経営の基本方針でも述べさせていただきましたが、経費回収率 100%を目指し、国の定める適正な使用料単価であります 150 円に向け、段階的に使用料改定を実施するものです。具体的には、令和 2 年、5 年、8 年の 4 月にそれぞれ+6.0%の合計 19.1%の使用料改定を行うものです。

改定により、グラフのとおり、収入が段階的に増加することがわかります。

19 ページは、参考として掲載させていただきましたが、前回平成 27 年度に実施しました公営企業審議会においても、使用料単価 150 円が目標となりました。この表は、その目標達成のための平成 28 年 4 月を 1 回目とする計 4 回の段階的な引き上げを行った場合の推計表でございます。前回から考えますと今回は、2 回目の料金改定に当たります。

20 ページをお願いします。

2) 企業債（借入金）についてでございます。表上段のとおり、現在の企業債残高は、平成 30 年度末で約 341 億円でございます。令和 11 年度末までの期間中に、約 138 億円借入れますが、その期間中約 210 億円償還いたしますので、表下段の

令和 11 年度末には、約 257 億円にまで減少する予定でございます。

21 ページの 3) 基準外繰入金については、現在、本市の使用料単価は 130.12 円ですが、国の定める 150 円との差額は、基準外繰入金に算入されます。これは、国の制度として 150 円までは利用者が負担すべきことによるものですが、この使用料改定により、表のとおり基準外繰入金、赤字補填を令和 10 年度、折れ線グラフの令和 10 年と 11 年の部分でございますが、には解消することができます。

22、23 ページの (4) 投資・財政計画をお願いいたします。

23 ページ表 A は、使用料改定を行った場合を法適用で表記したものでございます。

使用料改定は、表 2 つ目の黄色部分になりますが、3 つのところになりますけれども、令和 2 年、5 年、8 年にそれぞれ 6% の料金改定でございます。

注目していただきたい点は、一番上の表下から 2 つ目の薄オレンジ色の使用料単価でございますが、令和 11 年度には、142.05 円となっており、これは、税込み表示にいたしますと 150 円を超えることとなります。

前回の審議会から使用料単価 150 円については、税込みで議論されてきておりますので、ひとまず、使用料単価につきましては、目標に達するものと思われまます。また、表 4 つ目の黄色の部分、肝心の基準外繰入金についても、令和 10 年度には、0 になる見込みですので、基準外繰入金の面から見ても目標を達成していると考えられます。

24、25 ページをお願いします。

25 ページ表 B は、現行使用料を継続した場合、料金改定を行わなかった場合でございますが、表 4 つ目の黄色部分の基準外繰入金は、計画期間最後の令和 11 年度にいたるまで高い水準で推移しています。

以上が、下水道事業の投資・財政計画でございます。なお、投資と財源の均衡が経営戦略の目的でございますので、使用料改定を反映させた A の経営戦略を市長の諮問事項であります公共下水道事業の経営戦略としてご提示させていただきたいと存じます。

次に、27 ページをお願いします。

もう一つの市長からの諮問事項であります使用料改定についてでございます。

簡易水道事業と同じく、経営戦略で提示いたしました段階的使用料改定につきましては、将来予定であり、その都度検証する必要がありますので、今回の諮問事項は、令和 2 年 4 月に予定している使用料改定のみでございます。

はじめに、使用料改定の理由でございますが、公共下水道事業におきましては、継続的な基準外繰入金、赤字補填が必要とされているように経営状況は、大変厳しい状況にあります。経費削減などの努力だけでは対応が困難であり、また、独立採算制が原則でもありますので、国の定める適正使用料単価、150 円に向けて6%の使用料改定を行い、使用者の皆様にも最小限のご負担をお願いしたく、使用料の改定をお諮りするものでございます。

それでは、その内容についてご説明いたします。

28 ページをお願いします。

先ず、2) の表中の基本使用料ですが、現行は、1 月当たり税抜き 1,098 円ですが、6.0%の改定後は、1,164 円、66 円の増加となります。

次に、従量使用料ですが、現行は月当たり 11 m<sup>3</sup>~100 m<sup>3</sup>で税抜き 1 m<sup>3</sup>当たり 111 円ですが、5.4%の改定後は 117 円の、6 円の増でございます。

月当たり 101 m<sup>3</sup>以上につきましては、現行税抜き 1 m<sup>3</sup> 129 円ですが、6.2%の改定後は、137 円となり、平均改定率は、6.0%となります。

また、この使用料改定により、財政計画期間 3 ヶ年で税抜き約 3 億 990 万円の収入増加になりますが、利用者の方の負担は、年間で 1,680 円、月当たりでは、140 円の負担増（税込み）になります。

次に、5) 使用料の改定時期でございますが、令和 2 年の 4 月 1 日からでございますが、全利用者の請求期間が全て 4 月 1 日の使用料改定日以降となる、6 月検針、7 月の請求分からになります。

また、29 ページでございますが、(2) 使用料の改定前と改定後の経営状況については、表のとおり 3 年間で 3 億 990 万円の使用料の増加により、3 億 570 万円の基準外繰入金を減少させることができます。

30, 31 ページをお願いします。

県内他市町村との比較でございます。特に、30 ページの経営状況比較の内、使用料回収率は、改定後においても 89.5%で平均を下回る状況です。31 ページのグラフにおきましては、国の通知もあり、どの市町村も、150 円のラインが多い現状であります。本市の汚水処理原価については、ほぼ平均ですが、使用料単価については、改定後であっても、平均以下の状況です。

また、33 ページには、20 m<sup>3</sup>使用した使用料の比較ですが、大垣の場合は、改定後であっても、平均以下であり、かなり低廉の状況であることが、グラフから読み取ることができます。

34 ページ以降については、全国との比較を掲載させていただいております。

以上、手短に説明させていただきましたが、市長からの諮問事項であります下水道事業経営戦略と令和2年4月の下水道使用料の使用料改定についての説明でございます。

それでは引き続きまして、上石津下水道事業についてご説明申し上げます。はじめに、上石津下水道事業の概要を下水道課長の井上が説明いたします。

事務局 それでは、上石津下水道事業の概要について、ご説明させていただきます。お手元の資料 No5-1、1 ページをご覧ください。

上石津下水道事業とは、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、及び小規模集合排水処理事業の3事業を、本審議会において、便宜的に上石津下水道事業と総称するものです。

この3事業につきましては、1市2町合併前の平成17年4月に、全処理区の整備が、概ね完了しています。

それでは、3事業の概要ですが、

特定環境保全公共下水道事業（以後「特環」と称します）は、市街化区域以外の区域における生活環境の改善と、河川などの公共用水域の水質保全を図るために行われる公共下水道事業の1つです。

特環には、北部処理区と、中部処理区があり、北部処理区内の牧田、一之瀬地区は、平成12年5月から北部浄化センターにて、中部処理区内の多良地区につきましては、平成17年4月に中部浄化センターにて、それぞれ、汚水処理の供用を開始しております。

次に、農業集落排水事業（以後「農集」と称します）は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又、農村の生活環境の改善を図るものです。

併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、し尿、生活雑排水などの汚水や汚泥を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村生活の形成に資することを目的としています。

農集には、西山処理区と、南部処理区があり、西山処理区は、平成9年11月から西山浄化センターにて、南部処理区内の時地区につきましては、平成15年5月に南部浄化センターにて、それぞれ、汚水処理の供用を開始しております。

小規模集合排水処理事業（以後「小規模」と称します）は、市町村が汚水等を、

集散的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を目的としています。  
小規模には、平井処理区があり、平成 15 年 5 月に、平井処理場にて、汚水処理の供用を開始しています。

2 ページをご覧ください。

上石津下水道事業の 3 事業に関する整備状況及び施設の状況をまとめた資料です。

平成 30 年度末における、下水道が利用できる処理区域の面積は、特環が 140.3ha、農集が 63.4ha、小規模が 1.6ha、3 事業の合計面積は、205.3ha です。

下水道の普及率は、特環が 99.7%、農集が 99.2%、小規模が 100%。  
3 事業の合計は 99.6%です。

下水道の処理区域内において、実際に下水道を利用している人口を表す水洗化人口は、特環が 3,570 人、農集が 969 人、小規模が 42 人、3 事業の合計は 4,581 人となり、水洗化率は、それぞれ、特環が 87.4%、農集が 88.3%、小規模が 100%、3 事業の合計は 87.7%です。

次に、施設の整備状況ですが、平成 30 年度末時点で、汚水管渠の整備延長は、3 事業併せて、82,369m です。

また、終末処理場の日最大汚水量は、5 箇所処理場全体で、1 日当たりの計画処理能力、3,424 m<sup>3</sup>に対し、平成 30 年度の 1 日当たりの汚水流入実績は、1,715 m<sup>3</sup>です。

3 ページをご覧ください。

大垣市上石津地域の下水道事業位置図となります。  
5 つの処理区と、4 つの浄化センター及び 1 つの汚水処理場を表記しています。

今後は、施設の老朽化等に伴う改築や更新、また、人口減少に起因する施設の適正な維持管理などが課題となります。

そのため、公共下水道事業と同様に、施設の改築や更新に関する計画策定を行い、併せて、財源の確保、適正な施設の機能維持を行うことが重要になります。

上石津地域の 3 事業につきましても、公共下水道事業と同様に、令和 2 年度か

ら、地方公営企業法を全部適用し、法適用企業としてスタートすることを予定しております。

以上で、上石津下水道事業の概要の説明を終わります。よろしく申し上げます。

事務局 続きまして、上石津下水道事業経営戦略の概要でございます。

4 ページをお願いいたします。

はじめに、(1)の上石津下水道事業の経営戦略を策定した経緯でございますが、従前より、上石津下水道事業は、国の交付税措置という形で補助を受けておりましたが、平成 29 年以降、その交付税措置の要件に経営戦略の策定が必要とされたので、平成 28 年度に急遽、策定いたしました。策定時におきましては、使用料改定を盛り込まなかったこともあり、公営企業等審議会への諮問は行わず、議会報告とホームページでの対応とさせていただきました。

今回の審議会に合わせ、事後検証のうえ最新のものに改定し、今回新たに策定する水道事業等の経営戦略と計画期間の終期を揃えています。

本審議会においては、ただ今申し上げました過程を経た経営戦略をお示しますので、その妥当性をご審議いただきたいと存じます。

5 ページをお願いいたします。

(2) ①上石津地域の処理区域内人口・世帯数及び水洗化人口・世帯数の予測でございます。

上石津地域の行政区域内人口・世帯は、大垣市人口ビジョンを基に、より厳しく見積もった数値を用いました。

上石津地域の下水道は、現在、普及率がほぼ 100%であります。水洗化人口は、今後減少すると予測され、中段の表にありますように令和 11 年度末は、3,687 人、平成 30 年度末比-894 人、-19.5%、水洗化世帯数は、1,123 戸、平成 30 年度末比-272 戸、-19.5%と見込んでおります。

6 ページの②有収水量の予測については、先程の水洗化人口により推計いたしました結果、表のとおり令和 11 年度の年間有収水量は、411,969 m<sup>3</sup>、平成 30 年度比-99,763 m<sup>3</sup>、-19.5%と見込みました。

7 ページには、現在の上石津下水道の料金表でございます。

上石津下水道の使用料体系は、上段の表のとおり基本使用料に中段の表の世帯人数別の使用料の合計となります。大垣市内の公共下水道事業とは少し異なり、従量制でなく、世帯人数制になっております。

8 ページは、③使用料収入の見通しでございます。

上石津下水道の使用料は、先程の水洗化人口と世帯数の予測により見込んでおりますが、使用料改定を実施しなかった場合は、表のとおり令和 11 年度の使用料収入は、約 6,920 万円となり、平成 30 年度比、-1,680 万円、-19.5%と見込まれます。上石津の人口減少に比例してグラフのとおり減少するものと見込んでおります。

9 ページは、④元利償還金と基準外繰入金の見通しでございます。

上石津の元利償還金、借入金の返済については、供用開始後、借入を行っていないため、今後減少していくこととなりますが、表中、令和 11 年度は、約 1 億 1,580 万円ほどとなります。

基準外繰入金については、もともと使用料収入で維持管理費を賄っていない状況であるうえ、地方公営企業法適用により基準内繰入金の取扱が変更され、基準外繰入金、赤字補填扱いとなるものがあるため、増加することが見込まれますが、元利償還金の減少に伴い、令和 11 年度には、8,400 万円ほどとなる見込みでございます。

10 ページ以降については、上石津下水道事業における基準内繰入金の説明でございます。

これは、上石津下水道事業が、市等に請求すべき性格、上石津下水道事業でなく市が負担すべき性格のものでございますが、その一覧表が、10 ページにございます。いろいろございますが、いずれも国からの交付金の算定等となるものでございます。

また、12、13 ページには、基準内繰入金のイメージ図ですが、法適用いたしますと複式簿記による経理手法の変更により、一部、基準内繰入金が基準外繰入金に変更になることを説明しております。

14 ページをお願いします。

(3) 経営の基本方針についてでございます。

上石津下水道事業は、多額の基準外繰入金に依存している状況であります。施設の維持、修繕には、国庫補助の対象となるものがございます。

この国庫補助を効果的に活用し、基準外繰入金の削減に努めてまいります。

ただし、上石津下水道事業は、従前より多額の基準外繰入金、赤字補填に依存し、人口減少等によりますます増加することが確実であるため、基準外繰入金の削減のため、使用料改定を実施するものでございます。

15 から 18 ページは、(4) 投資・財政計画でございますが、まず、15 ページ①の投資についての策定方針のうち、特定環境保全公共下水道事業の北部処理区と中部処理区については、マンホールポンプなどの機械や電気設備の更新が一部必要であるため、国庫補助を活用しながら、効率的に実施していく予定でございます。

16 ページの農業集落排水事業の西山処理区、南部処理区においても、一部耐用年数の短い汚水処理制御盤などの機械、電気設備の更新が必要であるため、国庫補助を活用しながら効率的に実施していく予定でございます。

17 ページの②投資以外の経費であります 2) の修繕費については修繕計画を策定し効率的に実施していく予定でございます。

19 ページの③財源についての策定方針でございます。上石津下水道事業は、従前より、基準外繰入金、赤字補填に依存している状況の中、今後、人口減少による使用料の減少により、ますます、基準外繰入金は増高する見込みです。そのため、少しでも、基準外繰入金の削減を図るため、令和 2 年、5 年、8 年の 4 月に計 3 回、それぞれ 3.0%、合計で 9.3%の使用料改定を実施することを基本といたします。

改定することにより、表中、令和 11 年度には、約 630 万円の収入増となります。

20 ページの 2) 企業債残高については、計画期間中、約 2 億 7,900 万円の借入を行います。同期間中に 18 億 4,100 万円を償還するため、表中、平成 28 年度末残高の 20 億 1,700 万円に対し、令和 11 年度末は、4 億 5,560 万円となり、15 億 6,200 万円、77.4%の減となります。

21 ページの基準外繰入金でございますが、国庫補助金を新たに確保し、それに伴う企業債の発行も必要最小限といたしますので、下のグラフのとおり、令和 10 年頃には、基準外繰入金はある程度減少いたします。

しかしながら、多額の基準外繰入金に依存していることに変わりはないため、少しでも基準外繰入金の規模を小さくする必要があります。

22、23 ページの (5) 投資、財政計画をお願いいたします。

23 ページの表 A は、使用料改定を行った場合を法適用で表記したものでございます。

1 枚目が上石津下水道事業全体、2 枚目が特定環境保全公共下水道事業、3 枚目が農業集落排水事業、4 枚目が小規模集合排水処理事業でございます。一番上の表に全体をまとめておりますので。

使用料改定は、令和2年、5年、8年の4月にそれぞれ3%の料金改定でございますが、23-1 ページで注目していただきたい点は、4つ目の表にある基準外繰入金の項目、黄色の部分でございますが、令和11年度には、7,760万円でございますが、25-1 ページの表Bでございますが、表Bの4つ目の表の黄色の部分でございます。これは、料金改定しなかった場合の表でございますけれども、令和11年度で8,460万円と先程のと比較し、基準外繰入金を約700万円削減することができます。

以上が、上石津下水道事業の投資・財政計画でございます。経営状況は、大変厳しい状況でございますが、投資、財源の均衡は、大変困難な状況にあるため、改善を目的とした経営戦略の更新を行うものでございます。よって、少しでも基準外繰入金を削減させるため、使用料改定を反映させた23-1 ページの表Aの経営戦略を市長の諮問事項であります上石津下水道事業の経営戦略としてご提示させていただきたいと存じます。

次に、27 ページをお願いいたします。

市長からの諮問事項の上石津下水道事業の使用料改定についてでございます。簡易水道事業、公共下水道事業と同じく、経営戦略で提示いたしました段階的料金改定につきましては、将来予定であり、その都度検証する必要がありますので、今回の諮問事項は、令和2年4月に予定している料金改定のみでございます。

はじめに使用料改定の理由でございますが、使用料収入で維持管理費を賄っていない状況の中、今後、人口減少による使用料収入の減少もあるため、徹底した経費の削減等を実施したとしても、基準外繰入金の削減は、困難な状況です。そのため、独立採算を原則とする地方公営企業であるため、3%の使用料改定を行い、使用者の皆様に必要な最小限のご負担をお願いしたく、使用料の改定をお諮りするものでございます。

それでは、その内容についてご説明いたします。

28 ページをお願いします。

まず、2) の表中にあります基本使用料ですが、現行は、1月当たり税抜き2,196円ですが、3.0%の改定後は、月あたり2,262円、66円の増加となります。

次に、加算使用料ですが、現行は1人～5人で税抜き月当たり658円ですが、2.9%の改定後は677円、19円の増でございます。

6人以上につきましては、現行税抜き月当たり329円ですが、3.0%の改定後は、339円、10円の増となり、平均改定率は、3.0%となります。

また、この使用料改定により、財政計画期間3ヵ年で合計660万円の使用料収入の増加を見込むことができます。また、利用者の方の負担については、29ペー

ジの一番上の表のとおりとなり、3人世帯で月当たり 20 m<sup>3</sup>使用した場合、1月当たり 140 円、年間 1,680 円の負担増となります。これは、大垣の公共下水道使用料の平均世帯の負担増と同じになります。

次に、5)使用料の改定時期でございますが、令和2年の4月1日からでございますが、検針は、2ヶ月ごとに実施しているため、実際には、全利用者の請求期間が、全て、4月1日の使用料改定日以降となる6月検針7月請求分から改正後の使用料が適用することになります。

また、(2)使用料の改定前と改定後の経営状況については、表にありますように、財政計画期間の3年間で660万円の使用料の増加により、約720万円の基準外繰入金を減少させることができます。

30ページをお願いします。

特定環境保全公共下水道事業の県内都市との比較でございます。特に、30ページの経営状況比較のうち汚水処理原価、使用料単価、使用料回収率については、県内都市と比較し、いずれも平均程度となります。

31,32ページは各指標のグラフになりますが、いずれも平均程度となります。

次の33ページをお願いします。

一般的な家庭の使用料の比較でございます。月当たり 20 m<sup>3</sup>の使用でございますが、県内において、上石津下水道事業のうち特定環境保全下水道事業が高いことがわかります。

34から37ページについては、全国との比較を掲載させていただいておりますが、使用料単価、汚水処理原価は、若干全国平均を上回っている状況ですが、使用料については、平均より高い状況です。

38ページからは、農業集落排水事業の県内都市との比較等でございます。ほぼ、特定環境保全公共下水道事業と状況が同じになります。

以上、手短かに説明させていただきましたが、市長から諮問させていただきました上石津下水道事業経営戦略と令和2年4月の上石津下水道使用料の使用料改定についての説明でございます。

大変たくさんの量を一度に説明いたしましたので、簡潔にお示しするために、整理した表を作製いたしましたので、まとめとして説明いたします。

<まとめ配布>

事務局 一枚目の令和元年度大垣市公営企業等審議会審議事項一覧でございますが、始めに、水道事業会計ですが、対象地域は、大垣・墨俣地域、現在の会計形態は、地方公営企業法適用の企業会計、経営戦略を今回策定する、使用料改定はなしでございます。

簡易水道事業会計は、上石津地域で、現在の企業形態は、地方公営企業法非適用の特別会計で、経営戦略を法適用の姿で今回策定する。令和2年4月に使用料改定を8.0%する。でございます。

公共下水道事業会計は、大垣・墨俣地域で、現在の企業形態は、地方公営企業法非適用の特別会計で、経営戦略を法適用の姿で今回策定する。令和2年4月に使用料改定を6.0%する。でございます。

上石津下水道事業は、上石津地域で、現在の企業形態は、地方公営企業法非適用の特別会計で、平成28年に策定済みのものを法適用の姿に改定する。令和2年4月に料金改定3.0%する。でございます。

また、2枚目には、令和2年4月の使用料改定により平均世帯の負担増をあらわしたものでございます。

平均世帯（3人世帯）で20㎡使用した場合の料金改定の内容で、大垣、墨俣地域は、公共下水道事業で月当たり140円の増、上石津地域は、簡易水道事業で190円、下水道事業で140円、合計330円の増でございます。

以上が、今回の審議会でご審議いただきたいものの取りまとめ表でございます。

ご不明な点などがございましたら、ご質問を頂戴したいと存じますので、よろしく願いいたします。

会長 ご苦労さまでした。以上ですね、大垣市の上下水道事業について、事業の概要ですとか、今後10年間の経営の基本計画である経営戦略ですね。それを用いた経営見通しなどについて、ご説明を受けました。

その中で、水道事業につきましては、現在の料金水準のまま黒字経営を継続できる見通しであるということ、一方の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業については、非常に厳しい経営環境にあって一般会計からの赤字補填がある。それを解消あるいは削減する方策として、使用料の改定が必要である。そういう説明をいただきました。

なお、各事業の経営戦略には、3年に1回、計3回の使用料改定が盛り込まれておりますが、本審議会においては、その1回目に当たる令和2年4月に実施を予定している使用料改定について、その妥当性を審議して欲しいということでご

ございました。

整理しますと、簡易水道事業は8.0%、公共下水道事業は6.0%、上石津下水道事業は3.0%の使用料改定を予定しているということです。

今日は第1回目ということで、市の側の説明をお聞きするというのがメインでありました。本格的な審議は次回の審議会で行うことになろうかと思えます。

従いまして、今日は質問点といいますか、今の説明をお聞きになったうえで、何かご意見、ご質問、それからご説明の中で分かりにくかった点等ございましたらお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。

どうぞ、どのような点でも結構です。

委員 (発言無し)

会長 少なくともお一方お二方あたり、あたりと言っては失礼ですが、ご質問いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

委員 (発言無し)

事務局 一度お持ち帰り読んでいただいて、次回ご質問を。

会長 今日ご説明いただいた、この資料に基づいて、今日はですね、疑問点がある程度は理解いただけたかと思えますが、何しろこれもすごい情報量でございます。まだ少し理解できていないという点がございましたら、事務局の方にお問い合わせいただければと思えます。

時間も経過しましたので、次回に継続して、ご審議いただきたく思えます。いかがでしょうか。

< 異議なし >

会長 それでは、次回以降、また継続して審議していただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。次回の日程について、事務局の方で何か予定をされておりますでしょうか。

事務局 はい、次回の審議会の日程でございます。書面で改めてご案内させていただき  
ますが、誠に勝手ながら7月18日の木曜日、午後1時30分から、この部屋で予  
定をいたしております。

本日お配りしました資料につきましては、中身が難解なうえ豊富でございます。  
誠に心苦しいのですが、次回までにもう一度お目通しいただけたらと思います。

そのうえで、さきほど谷江会長も仰いましたように、疑問点、或いは分かりに  
くい点などございましたら、たくさんあろうかと思えますけども、どうぞ遠慮な  
く事務局の水道部水道課の私岩田と申しますが、皆様にお名刺の方お渡しさせ  
ていただきましたけれども、電話番号は47-8679になりますので、どうぞ遠慮なく  
どんどんご質問の方いただけたらと思います。

また、この資料でございますけれども、次回開催の際にご持参いただきますよ  
う、お願いいたします。以上でございます。

会長 では、皆さまご都合がおありのことと存じますが、次回は事務局の方からご  
いました様に、7月18日の木曜日、午後1時30分から、この部屋で開催したい  
と思います。

皆さまのご協力をお願いいたします。

本日は、これで閉会といたします。ありがとうございました。

事務局 谷江会長、委員の皆様、どうも本日は、長時間にわたりご審議いただき、あり  
がとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回の公営企業等審議会を終了いたします。  
ありがとうございました。

(午後3時47分終了)